

第 5 章

介護保険サービスの事業見込み

1	被保険者数の推計	103
2	要介護等認定者数の推計	104
3	介護保険サービス利用者数の推計	105
4	介護保険サービス必要量及び供給量, 給付費の見込み	108
5	第1号被保険者の保険料	114

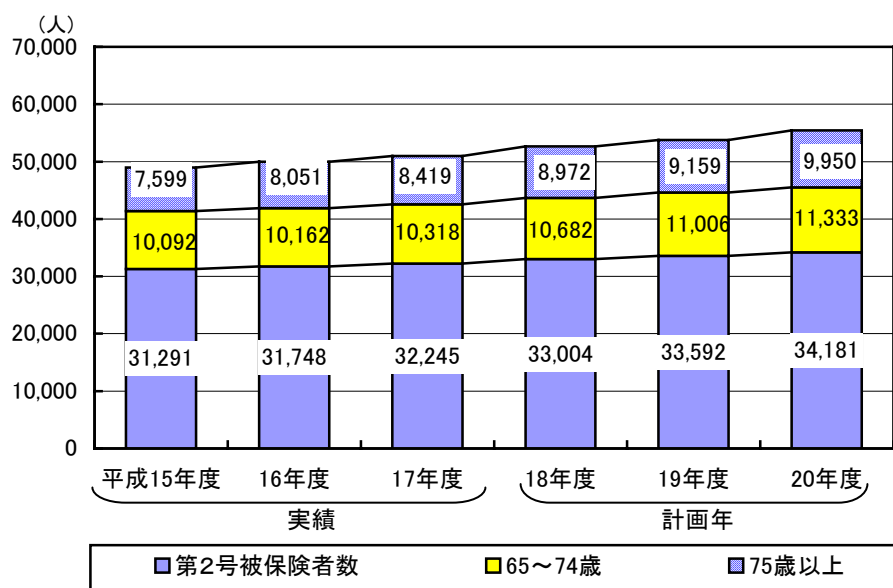
1 被保険者数の推計

第1号被保険者数及び第2号被保険者数は、平成15年度及び平成16年度の実績をもとに、高齢者人口及び40～64歳人口の推計結果を勘案して推計を行いました。

第1号被保険者は、本市に住所を有する65歳以上の高齢者を言いますが、介護保険施設に入所するために住所を変更した場合は、原則として変更前の市町村の被保険者となります（住所地特例）。

この結果、第1号被保険者数は、平成20年度には21,283人と推計され、第2号被保険者数は、40～64歳の人口推計値をそのまま使用し、平成20年度には34,181人と推計されます。

■被保険者数の推計



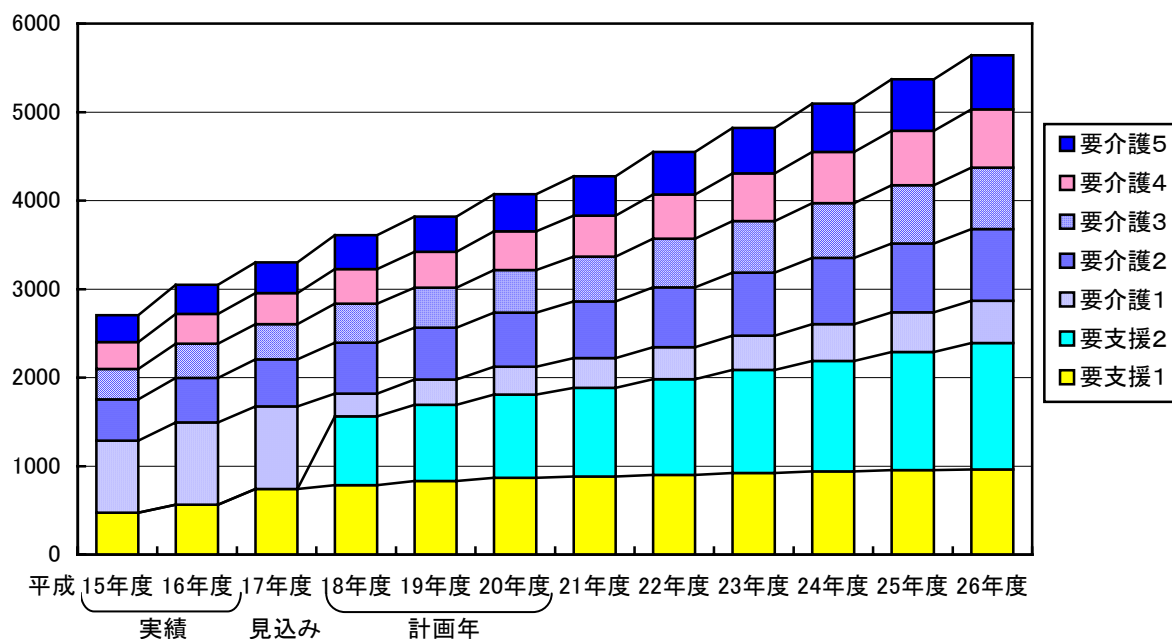
■被保険者数の推計（平成18～20年度，平成26年度）（単位：人）

項目・年度	実績			計画年			(参考) 平成26年度
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
総人口	91,075	91,826	92,533	94,400	95,800	97,200	102,400
第1号被保険者数	17,691	18,213	18,737	19,654	20,165	21,283	26,583
65～74歳	10,092	10,162	10,318	10,682	11,006	11,333	13,987
75歳以上	7,599	8,051	8,419	8,972	9,159	9,950	12,596
第2号被保険者数	31,291	31,748	32,245	33,004	33,592	34,181	36,329
被保険者総数	48,982	49,961	50,982	52,658	53,757	55,464	62,912

2 要介護等認定者数の推計

第3章の「5 計画対象者の推計」の「(3) 要支援・要介護認定者総数」の推計から、介護予防後の要介護度別認定者数は、次図のようになります。要支援1及び要支援2、要介護1の軽度者の認定者総数に占める率は、平成16年度の49.0%が平成20年度には52.1%に、要介護2・3の中度者は、平成16年度の29.1%が平成20年度には26.8%に、要介護4・5の重度者は、平成16年度の21.9%が平成20年度には21.0%になるものと推計され、中・重度者の比率が低下するものと見込まれます。

■要介護度別認定者数の推計



注) 認定者数は、年度平均

■要介護度別認定者数の推計（平成18～20年度，平成26年度）（単位：人）

項目・年度	実績			計画年			(参考) 平成 26年度	
	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度		
要介護・要支援認定者数	2,706	3,050	3,303	3,609	3,818	4,072	5,642	
旧要支援	要支援1	473	563	742	786	832	867	963
旧要介護1	要支援2 要介護1	814	932	932	776	861	942	1,428
					258	287	314	476
要介護2		468	503	531	575	584	612	811
要介護3		344	385	398	439	452	481	696
要介護4		304	335	353	391	407	436	655
要介護5		303	332	347	384	395	420	613

3 介護保険サービス利用者数の推計

(1) 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設利用者数の将来推計については、これまでの市内外施設の利用状況を勘案して見込んでいます。

また、推計に際しては、国の定める参酌標準に基づき、平成26年度における目標量を設定する必要があります。

この結果、施設利用の将来推計は、次表のとおりとなります。

【参酌標準】

- ① 平成26年度において、要介護2～5の認定者数に対する介護保険3施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者割合の合計を**37%以下**とすること。
- ② 平成26年度において、介護保険3施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者数は、要介護2以上の者について見込むものとし、その利用者数全体に対する要介護4及び5の者の割合を**70%以上**とすること。

■ 施設・居住系サービス利用者数の将来推計

(単位：人)

項目・年度	実績			計画年			(参考) 平成26年度
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
施設利用者数	470	537	575	625	655	673	768
うち要介護4・5	275	329	347	371	384	393	538
介護老人福祉施設	231	238	260	305	315	320	
介護老人保健施設	184	232	245	260	275	283	
介護療養型医療施設	55	67	70	60	65	70	
地域密着型 介護老人福祉施設				—	—	—	
介護専用居住系 サービス利用者数	39	69	90	146	146	164	
認知症対応型 共同生活介護	39	69	90	126	126	144	
介護専用型特定施設 入居者生活介護				—	—	—	
地域密着型特定施設 入居者生活介護				20	20	20	
要介護2～5に 対する割合	35.9%	39.0%	40.8%	43.1%	43.6%	43.0%	36.6%
要介護2～5の 要介護等認定者数	1,419	1,555	1,629	1,789	1,838	1,949	2,775
施設・介護専用型 居住系サービス利用者数	509	606	665	771	801	837	1,017
施設利用者に対する 要介護4～5の割合	58.5%	61.3%	60.3%	59.4%	58.6%	58.4%	70.1%

注)平成17年度は見込み値

■介護専用型以外の居住系サービス利用者数の将来推計 (単位:人)

項目・年度 サービス名	実績			計画年		
	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
混合型特定施設 入居者生活介護	67	73	79	91	97	103
介護予防認知症対応型 共同生活介護				—	—	—
介護予防特定施設 入居者生活介護	9	9	11	15	16	17

施設・居住系サービスの目標を達成するための施設整備については、次表のように計画します。

■計画期間における施設整備数 (単位:床)

サービス名	年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	本市の整備総数 (累計)
介護老人福祉施設		80	—	—	305
介護老人保健施設		—	80	—	275
介護療養型医療施設		—	—	—	0

■計画期間における居住系サービス等整備数 (単位:床)

サービス名	年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	本市の整備総数 (累計)
認知症対応型 共同生活介護		36	—	18	144
混合型特定施設 入居者生活介護		40	—	—	165
地域密着型特定施設 入居者生活介護		20	—	—	20

(2) 居宅サービス・介護予防サービス利用者数の推計

要介護等認定者数から施設・居住系サービス利用者数を除いた人数が、居宅サービス及び介護予防サービスの対象者です。

このうち、実際に居宅サービス及び介護予防サービスを利用する人の推計は、平成15年度及び16年度の利用率を参考に、居宅サービス及び介護予防サービスの対象者に乗じて算出しました。

それぞれの推計は、次表のとおりです。

■ 居宅サービス・介護予防サービス対象者数 (単位:人)

項目・年度 要介護度	実績			計画年		
	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
対象者総数	2,125	2,366	2,548	2,732	2,904	3,115
要支援1	464	554	731	775	821	855
要支援2				772	856	937
要介護1	753	854	845	150	174	192
要介護2	358	387	397	406	407	426
要介護3	232	252	247	260	265	284
要介護4	163	166	172	187	196	218
要介護5	155	153	156	182	185	203

注)平成17年度は見込み値

■ 居宅サービス・介護予防サービス利用者数 (単位:人)

項目・年度 要介護度	実績			計画年		
	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
利用者総数	1,709	1,945	2,042	2,164	2,291	2,443
要支援1	359	423	534	558	587	611
要支援2				633	698	764
要介護1	616	714	690	125	142	155
要介護2	303	340	343	355	356	371
要介護3	191	218	214	226	231	246
要介護4	132	139	152	156	164	174
要介護5	108	111	109	111	113	122

注)平成17年度は見込み値

4 介護保険サービス必要量及び供給量，給付費の見込み

(1) 居宅介護サービスの利用者数と利用回数

地域密着型サービスを除く居宅介護サービスそれぞれの年間あたりの利用者数と年間あたりの利用回数は，次表のとおりです。これら必要量に対して，供給量は100%を見込みます。

■居宅介護サービスの必要量

サービス名・単位		年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
訪問介護	利用者数(人/年)		7,467	7,539	7,859
	利用回数(回/年)		144,284	146,329	149,444
訪問入浴介護	利用者数(人/年)		488	501	536
	利用回数(回/年)		2,426	2,462	2,539
訪問看護	利用者数(人/年)		2,503	2,564	2,702
	利用回数(回/年)		15,777	16,113	16,321
訪問リハビリテーション	利用者数(人/年)		199	204	217
	利用回数(回/年)		557	566	589
通所介護	利用者数(人/年)		3,792	3,735	3,708
	利用回数(回/年)		31,683	31,211	30,505
通所リハビリテーション	利用者数(人/年)		1,270	1,299	1,376
	利用回数(回/年)		8,518	8,738	9,000
短期入所生活介護	利用者数(人/年)		1,705	1,667	1,710
	利用回数(日/年)		14,395	14,169	14,762
短期入所療養介護	利用者数(人/年)		230	240	255
	利用回数(日/年)		1,668	1,732	1,795
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)		1,856	1,882	1,961
福祉用具貸与	利用者数(人/年)		7,302	7,444	7,570
特定福祉用具販売	利用者数(人/年)		350	356	364
住宅改修	利用者数(人/年)		253	257	263
居宅介護支援	利用者数(人/年)		11,839	12,240	12,994

また，居住系サービスの月あたりの利用者数は，次表のとおりです。

■居住系サービスの必要量

サービス名・単位		年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)		91	97	103

(2) 介護予防サービスの利用者数と利用回数

地域密着型サービスを除く介護予防サービスそれぞれの年間あたりの利用者数と年間あたりの利用回数は、次表のとおりです。これら必要量に対して、供給量は100%を見込みます。

■介護予防サービスの必要量

サービス名・単位		年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
介護予防訪問介護	利用者数(人/年)		10,854	11,709	12,505
	利用回数(回/年)		73,342	83,081	84,459
介護予防訪問入浴 介護	利用者数(人/年)		14	15	16
	利用回数(回/年)		7	8	8
介護予防訪問看護	利用者数(人/年)		733	767	779
	利用回数(回/年)		3,134	3,276	3,393
介護予防訪問リハ ビリテーション	利用者数(人/年)		65	85	92
	利用回数(回/年)		162	218	232
介護予防通所介護	利用者数(人/年)		2,880	3,139	3,367
	利用回数(回/年)		18,053	20,565	22,206
介護予防通所リハ ビリテーション	利用者数(人/年)		951	993	1,036
	利用回数(回/年)		4,615	4,672	4,946
介護予防短期入所 生活介護	利用者数(人/年)		302	322	348
	利用回数(日/年)		1,328	1,446	1,569
介護予防短期入所 療養介護	利用者数(人/年)		14	15	16
	利用回数(日/年)		15	22	31
介護予防居宅療養 管理指導	利用者数(人/年)		437	485	526
介護予防福祉用具 貸与	利用者数(人/年)		4,217	4,255	4,318
特定介護予防福祉 用具販売	利用者数(人/年)		173	180	185
介護予防住宅改修	利用者数(人/年)		125	130	134
介護予防支援	利用者数(人/年)		14,491	15,623	16,718

また、居住系サービスの月あたりの利用者数は、次表のとおりです。

■居住系サービスの必要量

サービス名・単位		年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
介護予防特定施設 入居者生活介護	利用者数(人/月)		15	16	17

(3) 地域密着型サービスの利用者数と利用回数

地域密着型サービス（予防を含む）それぞれの利用者数と利用回数は、次表のとおりです。これら必要量に対して、供給量は100%を見込みます。

■地域密着型サービスの必要量

サービス名・単位		年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
認知症対応型通所 介護	利用者数(人/年)		1,651	1,651	1,987
	利用回数(回/年)		10,208	10,208	12,289
小規模多機能型居 宅介護	利用者数(人/年)		598	900	1,194
	利用回数(回/年)		4,890	7,427	9,765
認知症対応型共同 生活介護	利用者数(人/月)		126	126	144
地域密着型特定施 設入居者生活介護	利用者数(人/月)		20	20	20

また、地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要量（利用者数）は、次表のとおりです。

■日常生活圏域別地域密着型サービス必要量（利用者数）（単位：人/月）

サービス名	年度	合計	日常生活圏域		
			山手圏域	精道圏域	潮見圏域
認知症対応型 通所介護	平成18年度	138	64	47	27
	平成19年度	138	64	47	27
	平成20年度	166	75	55	36
小規模多機能 型居宅介護	平成18年度	50	23	17	10
	平成19年度	75	34	25	16
	平成20年度	100	45	33	22
認知症対応型 共同生活介護	平成18年度	126	45	63	18
	平成19年度	126	45	63	18
	平成20年度	144	63	63	18
地域密着型特 定施設入居者 生活介護	平成18年度	20	—	20	—
	平成19年度	20	—	20	—
	平成20年度	20	—	20	—

(4) 介護給付費の推計

介護給付費について、それぞれのサービスごとの推計は、次表のとおりです。

■ 介護給付費の推計 (単位:千円)

サービス名	年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
居宅介護サービス				
訪問介護		581,441	574,791	572,202
訪問入浴介護		27,832	28,244	29,126
訪問看護		126,722	129,412	131,118
訪問リハビリテーション		2,891	2,938	3,056
通所介護		264,866	260,492	254,450
通所リハビリテーション		81,375	83,494	85,961
短期入所生活介護		145,328	143,063	149,350
短期入所療養介護		17,489	18,118	18,789
居宅療養管理指導		15,452	15,661	16,306
特定施設入居者生活介護		194,650	207,707	220,960
福祉用具貸与		97,105	98,996	100,746
特定福祉用具販売		12,345	12,475	12,702
地域密着型サービス				
認知症対応型通所介護		63,045	63,045	75,938
小規模多機能型居宅介護		44,866	67,681	89,625
認知症対応型共同生活介護		348,857	348,857	398,837
地域密着型特定施設入居者生活介護		42,073	42,073	42,073
住宅改修		38,352	38,757	39,462
居宅介護支援		106,317	109,923	116,697
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設		1,088,598	1,124,316	1,141,922
介護老人保健施設		885,122	934,651	961,375
介護療養型医療施設		285,929	308,355	332,136
合計		4,470,665	4,613,059	4,792,840

注)千円未満は切り捨てにしています。また、端数処理の関係上、計は一致しません。

(5) 予防給付費の推計

予防給付費について、それぞれのサービスごとの推計は、次表のとおりです。

■ 予防給付費の推計

(単位:千円)

サービス名	年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護		240,415	272,339	276,856
介護予防訪問入浴介護		71	82	82
介護予防訪問看護		20,242	21,159	21,915
介護予防訪問リハビリテーション		833	1,122	1,194
介護予防通所介護		108,479	123,721	133,660
介護予防通所リハビリテーション		35,095	35,501	37,596
介護予防短期入所生活介護		10,880	11,847	12,854
介護予防短期入所療養介護		74	109	153
介護予防居宅療養管理指導		3,298	3,667	3,967
介護予防特定施設入居者生活介護		13,795	15,059	15,854
介護予防福祉用具貸与		45,691	46,102	46,785
特定介護予防福祉用具販売		6,086	6,324	6,473
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護		15,106	15,106	18,178
介護予防小規模多機能型居宅介護		2,785	4,637	5,587
介護予防認知症対応型共同生活介護		—	—	—
介護予防住宅改修		18,908	19,649	20,111
介護予防支援		130,137	140,299	150,133
合計		651,903	716,729	751,406

注)千円未満は切り捨てにしています。また、端数処理の関係上、計は一致しません。

(6) 介護保険総給付費の推計

総給付費は、次表のとおりとなりますが、平成17年10月1日施行の施設サービス及び居宅サービス（短期入所生活介護・短期入所療養介護・通所介護・通所リハビリテーション）における介護報酬の見直し（居住費及び食費）及び平成18年4月の介護報酬改定見込（全体改定率）による影響分を加味し、居宅費で1%、施設費で4%を減じています。

■ 総給付費

(単位:千円)

項目	実績			計画年		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護給付費	3,716,646	4,283,426	4,657,492	4,470,665	4,613,059	4,792,840
予防給付費	160,901	187,296	227,559	651,903	716,729	751,406
総給付費	3,877,547	4,470,722	4,885,051	5,122,569	5,329,788	5,544,247
介護報酬改定 影響額(△)			107,471	119,015	124,317	128,505
報酬改定後の総給付費			4,777,580	5,003,553	5,205,471	5,415,741

注) 1. 平成17年度は見込み値

2. 千円未満は切り捨てにしています。また、端数処理の関係上、計は一致しません。

3. 介護報酬改定は、平成17年10月の施設サービス改定を指しますが、介護給付費及び予防給付費は平成18年4月居宅サービス改定を加味したものとなっています。

5 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険の財源について

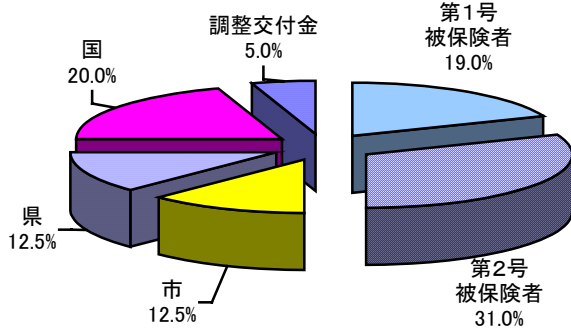
第3期事業期間においては、新たに地域支援事業が創設されたことにより、財源構成は以下のとおりになります。

■介護保険の財源構成

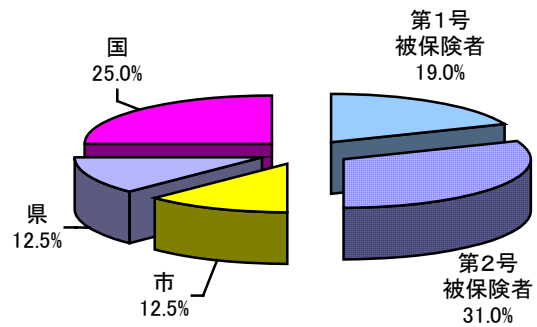
財源主体	項目	第1期 総給付費	第2期 総給付費	第3期			
				居宅 給付費	施設等 給付費	地域支援事業費	
						介護予防事業	包括的支援事業 任意事業
国		20.0%	20.0%	20.0%	15.0%	25.0%	40.5%
国調整交付金		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	—	—
県		12.5%	12.5%	12.5%	17.5%	12.5%	20.25%
市		12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	20.25%
第1号被保険者		17.0%	18.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%
第2号被保険者		33.0%	32.0%	31.0%	31.0%	31.0%	—
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■第3期介護保険の財源

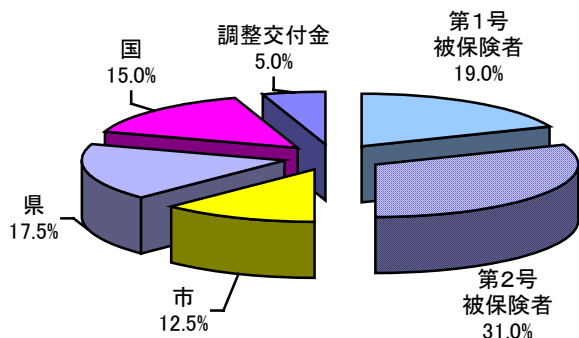
居宅給付費



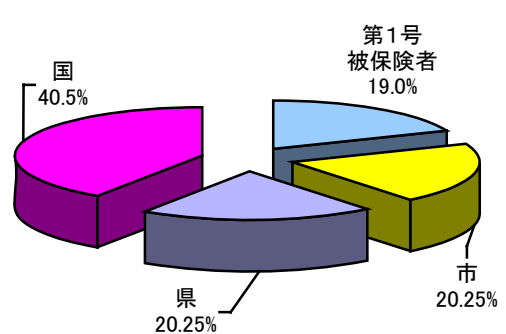
地域支援事業費—介護予防事業



施設等給付費



地域支援事業費—包括的支援事業・任意事業



(2) 所得段階区分及び低所得者段階の保険料率の設定について

今回、現行所得段階のうち負担能力の開きが大きい第2段階（本人及び世帯全員が市民税非課税）を2つに区分し、負担能力の低い方にはより低い保険料を設定することとなり、また、市民税課税段階においては多段階の所得段階区分の設定が可能になりました。

本市においては、低所得者への負担軽減等の観点から、所得段階区分を7段階に設定するとともに、所得第3段階の保険料率（基準額に対する割合）を暫定的に軽減します。

■ 所得段階区分及び保険料率の設定

段階	内容	保険料率 (基準額に対する割合)
所得第1段階	生活保護受給者，老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額×0.5
所得第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下のもの	基準額×0.55
所得第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で所得第2段階以外のもの	基準額×0.75(※)
所得第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいるもの	基準額
所得第5段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円未満のもの	基準額×1.25
所得第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円未満のもの	基準額×1.5
所得第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上のもの	基準額×1.75

※所得第3段階の保険料率は、平成18年度を0.6とし、平成19年度は0.7、平成20年度は0.75とします。

(3) 第1号被保険者の所得段階別加入割合及び被保険者数

所得段階別の加入割合及び被保険者数は、以下のとおり見込みました。

なお、税制改正により保険料が急騰する対象者に対して激変緩和を行う必要から、所得第4段階及び所得第5段階においてそれぞれ加入割合を見込みました。

■ 所得段階別加入割合及び被保険者数

段階	全国	本市				
	割合	割合	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
第1号被保険者数	-	-	19,654人	20,165人	21,283人	
所得第1段階加入割合及び人数	2.6%	0.9%	177人	181人	192人	
所得第2段階加入割合及び人数	18.0%	17.5%	3,439人	3,529人	3,724人	
所得第3段階加入割合及び人数	9.0%	6.7%	1,317人	1,351人	1,426人	
所得第4段階加入割合及び人数	30.5%	25.4%	4,992人	5,122人	5,406人	
内 訳	税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置の対象者」加入割合及び人数	0.0%	0.0%	0人	0人	-
	税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置の対象者」加入割合及び人数	0.6%	1.4%	279人	279人	-
	税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置の対象者」加入割合及び人数	0.6%	0.9%	168人	168人	-
	税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く加入割合及び人数	29.3%	23.1%	4,545人	4,675人	-
所得第5段階加入割合及び人数	28.6%	20.0%	3,931人	4,033人	4,257人	
内 訳	税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置の対象者」加入割合及び人数	0.0%	0.0%	0人	0人	-
	税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置の対象者」加入割合及び人数	0.0%	0.2%	45人	45人	-
	税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置の対象者」加入割合及び人数	8.7%	6.7%	1,326人	1,326人	-
	税制改正に伴う「第4段階からの激変緩和措置の対象者」加入割合及び人数	6.2%	3.4%	658人	658人	-
	税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く加入割合及び人数	13.7%	9.7%	1,902人	2,004人	-
所得第6段階加入割合及び人数	11.3%	16.8%	3,302人	3,388人	3,575人	
所得第7段階加入割合及び人数	-	12.7%	2,496人	2,561人	2,703人	

(4) 保険料算定にかかる事業費等の内訳

今回の保険料の算定にあたっては、これまでの介護給付費等に加え、地域支援事業に要する経費も見込んで設定されます。

また、本市においては、第2期事業期間（平成15年度から平成17年度）において、財政安定化基金からの借入金が約2億円程度見込まれることから、今回の保険料の算定に加算されます。

なお、介護給付費準備基金については、平成17年度末で全額取り崩す予定です。

■保険料算定にかかる事業費等の内訳

(単位:円)

項目	年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	合計
第1号被保険者負担分相当額 (19%相当分)		983,469,650	1,026,107,676	1,074,723,590	3,084,300,916
標準給付費見込額		5,075,156,055	5,279,566,717	5,492,439,946	15,847,162,718
地域支援事業見込額		101,000,000	121,000,000	164,000,000	386,000,000
調整交付金保険料負担分		74,604,803	77,610,336	80,738,997	232,954,136
財政安定化基金拠出金		5,411,055	5,411,054	5,411,054	16,233,163
財政安定化基金償還金		66,666,667	66,666,667	66,666,666	200,000,000
市町村特別給付費見込額		3,000,000	3,500,000	3,500,000	10,000,000
保険料算定にかかる事業費等の総額					3,543,488,215

(5) 第1号被保険者の保険料について

事業費や借入金の償還等を踏まえ、第3期における第1号被保険者の保険料基準月額は、4,400円になります。(現行3,300円)

所得段階別の保険料月額は、次のとおりです。

■所得段階別の保険料月額

対象者		保険料内容		
		基準額に対する割合	保険料月額	
所得第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額×0.5	2,200円	
所得第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下のもの	基準額×0.55	2,420円	
所得第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で所得第2段階以外のもの	平成18年度	基準額×0.6	2,640円
		平成19年度	基準額×0.7	3,080円
		平成20年度	基準額×0.75	3,300円
所得第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいるもの	基準額	4,400円	
所得第5段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円未満のもの	基準額×1.25	5,500円	
所得第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円未満のもの	基準額×1.5	6,600円	
所得第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上のもの	基準額×1.75	7,700円	

なお、税制改正により、市民税非課税から課税に移行する被保険者に対しては、激変緩和措置として保険料の基準額に対する割合を暫定的に引き下げ、下記のと通りの保険料に設定します。

■激変緩和措置対象者の基準額割合及び保険料月額

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	基準額に対する割合	保険料月額	基準額に対する割合	保険料月額	基準額に対する割合	保険料月額
第4段階						
税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置の対象者」	0.66	2,900円	0.83	3,650円	1.00	4,400円
税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置の対象者」	0.66	2,900円	0.83	3,650円	1.00	4,400円
税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置の対象者」	0.83	3,650円	0.91	4,000円	1.00	4,400円
税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く者	1.00	4,400円	1.00	4,400円	1.00	4,400円
第5段階						
税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置の対象者」	0.75	3,300円	1.00	4,400円	1.25	5,500円
税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置の対象者」	0.75	3,300円	1.00	4,400円	1.25	5,500円
税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置の対象者」	0.91	4,000円	1.08	4,750円	1.25	5,500円
税制改正に伴う「第4段階からの激変緩和措置の対象者」	1.08	4,750円	1.16	5,100円	1.25	5,500円
税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く者	1.25	5,500円	1.25	5,500円	1.25	5,500円

■介護保険料算出プロセス

A 介護保険サービスに係る総給付費
 = (介護給付費+予防給付費) × 3年間 (平成18~20年度)



B 標準給付費見込額
 = (総給付費+特定入所者介護サービス費等給付額+高額介護サービス費等給付額+算定対象審査支払手数料) × 3年間 (平成18~20年度)



C 第1号被保険者負担分 (保険料収納必要額)
 = {(標準給付費見込額+地域支援事業費) × 第1号被保険者負担率 (19.0%) + 調整交付金保険料負担分+財政安定化基金拠出金 (標準給付費見込額の0.1%) + 財政安定化基金償還金+市町村特別給付費見込額} × 3年間 (平成18~20年度)



D 第1号被保険者の保険料の基準額 (月額)
 = 3年間の第1号被保険者負担分 (保険料収納必要額) ÷ 保険料予定収納率 ÷ 3年間の所得段階別加入割合補正後被保険者数 ÷ 12か月